

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立とっとり花回廊)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目411番地） 理事長 安田 達昭

2 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

3 指定管理料の額

1,176,948千円（公募上限額1,219,638千円(406,546千円×3年)）

4 選定理由

とっとり花回廊の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内花き振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和2年10月5日から同年11月4日まで（現地説明会10月23日）

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
とっとり花回廊活性化共同企業体 (代表法人) 株式会社イズミテクノ (構成団体)	広島市西区商工センター2-3-1	代表取締役 徳田 隆
日本ユニシス株式会社中国支店 JR西日本コミュニケーションズ 山陰支店	広島市中区大手町2-7-10 米子市道笑町2-252	支店長 澤本 健志 支店長 陶山 正明
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 安田 達昭

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

名前	所属・役職等
遠藤 達也 (委員長)	鳥取県苗物・鉢物研究会会長
若松 信宏 (副委員長)	西日本税理士法人 税理士
山崎 裕美子	皆生菊乃家 若女将
桐原 真希	とっとり・なんぶ手自然ネットワーク会長 (自然観察指導員) とっとり花回廊友の会会員
岡垣 敏生	鳥取県農林水産部農業振興戦略監

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和2年8月25日

とっとり花回廊の概要及び指定管理者制度の説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和2年11月6日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、花き振興への取組、サービス向上策、利用促進策等) 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開園時間、休園日、利用料金等の設定、交流・学習 活動への取組、個人情報保護、情報の公開 植栽の企画、展示、管理の水準 (植栽計画、管理計画、県内花き園芸の振興の取組) 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握 	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の委託料額の多寡 	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目 	35

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

※点数は審査会出席委員5名の平均

	配点	とっとり花回廊活性化共同企業体	(一財)鳥取県観光事業団
		A社	B社
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	50	36.3	37.8
選定基準3	15	11.4	11.4
選定基準4	35	21.9	24.3
合計	100	69.6	73.5
提案された指定管理料		1,205,000千円	1,176,948千円

※A社に点数が高かった審査員は2名、B社に点数が高かった審査員は3名と評価が二分された結果となった。

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・A、B社とも施設の平等な利用を確保できるものと評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・A社は、花のテーマパークとして、コンセプトとアピールが見えず、鍵となる花き園芸部門の具体的な新しい提案がなかった。花き園芸の振興に不安がある。
- ・A社は、グループ会社の集客力の強さを感じた。
- ・B社は、長年の管理・運営の実績により安定した運営が期待できるが、集客施策がもっと必要。
- ・B社は、SNS、動画配信、花のスイーツなど新しい企画に期待が持てる。
- ・B社は、園内の生物多様性の特性を活かした方向性に共感出来る。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・指定管理料の多寡については積算額が低かったB社が高い評価となったが、新型コロナウイルス感染症による集客への影響等も考慮して経費を積算しているA社の評価も高く、両社遜色ないものと評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・両社とも人員及び財政的基礎について、花回廊の管理運営には問題ないという評価であった。特に、A社はグループ会社として強固な財政基盤を高く評価された。
- ・A社は、法人等の社会的責任の遂行状況において、男女共同参画推進企業、ISO、TEASの環境配慮の認証登録企業、あいサポート団体のいずれも認証取得しておらず低い評価となった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

[管理運営の方針]

とっとり花回廊のミッションである「県民憩いの場の提供」、「観光振興」、「鳥取県の花き振興」に引き続き取り組み、来園者に安定したサービスと新しい魅力を提供していく。

新型コロナウイルス感染症の影響下、安心・安全を確保しながら、年間入園者数35万人を目標に、魅力的なコンテンツの提供、効果的な広報・営業の実施、サービスの充実を常に追い求めて運営を進めていく。

○「強みをより強くする」コンテンツづくり

園内の景観のブラッシュアップにより、来園者の「驚き」や「感動」を呼び起こす

○「見る+α」の提供

「知る」、「食べる」、「作る」、「健康づくり」等のプラスαの魅力を作る

○若い世代へのファン拡大

子育て世代、若者層が来たくなる新しいゾーン造成やメディアを使ったプロモーション

○デジタルとアナログの融合によるサービス向上

手軽なサービスのデジタル化の充実、対面でのサービスも重視

○地域に根ざした園運営

周辺地域との共同イベントや、地元の祭りの受け入れなど「地域活性化」などに寄与

(1) 開園時間・休園日

○4月～11月 午前9時から午後5時まで

○12月～3月 午前9時から午後4時30分まで

○ムーンライトフラワーガーデン開催日 午前9時から午後9時まで

○フラワーイルミネーション開催日 11月 午前9時から午後9時まで

〃 12月・1月 午後1時から午後9時まで

○休園日

12月から3月の毎週火曜日（その日が祝日の場合は翌日）及び12月29日から1月1日までを休園日とするが、一部の休園日を夏期に振り替える。令和4年度以降は毎年の事業計画書で定める。

(2) 利用料金

現行の料金水準を継続しつつ、近年の気象条件の変化や季節毎の展示内容を考慮して月ごとの料金を細分化。

○入園料

(単位：円)

区 分	一般人等			小・中学生			小学生未満
	・4～6月 ・イルミネーション (11～1月)	・7～11月 ・3月	・12～2月 ・ムーンライトフワ ーガーデン	・4～6月 ・イルミネーション (11～1月)	・7～11月 ・3月	・12～2月 ・ムーンライトフワ ーガーデン	年間
個人	1,000	800	500	500	400	250	無料
団 体	10人以上	900	720	450	360	220	無料
	20人以上	800	640	400	320	200	無料
学校行事	500	400	250	250	200	120	無料

○友の会（有効期間1年間）※令和3年度は大人の年会費を割引（各区分で500円）

大人（高校生以上）	新規会員：3,500円/人	継続会員：3,000円/人
小人（小・中学生）	新規会員：2,000円/人	継続会員：1,500円/人

○現行の減免事項を継続（身体障がい者、要介護者、校外学習利用者、外国人観光客等への減免等）

(3) 県内花き園芸の振興への寄与

- 花壇植栽苗の95%以上は県内産を使用
- 季節毎に県産切り花の企画展示
- 県内花壇苗及び花き生産品目のPRや園芸ショップでの販売
- 生産者の研修の場として新品目・新品種を展示
- 花の楽しみ方や栽培方法などの学習機会の提供

(4) 観光振興への寄与

- 「花の丘」の土壤改善、植栽品質向上の取組
- 大山の眺望の向上によるダイナミックな景観形成
- 入園とレストランのセットプランの販売
- 鳥取県産のエディブルフラワーを使用したスイーツ等のメニューづくり
- 日帰り圏の近隣地域をターゲットとした集客
- ホームページ、SNS、動画配信など新規メディアの活用による若年層・ファミリー層の集客増

(5) 利用者へのサービスの提供と促進

- 支払、利用手続きにおけるキャッシュレス化、デジタル化のサービス提供の拡充
- 園内Wi-Fiの拡充による園内情報、花き情報の案内の充実
- 花をテーマとしたイベント、自然体験、園芸教室の充実
- 地元の園芸・文化愛好団体の展示会など地元と連携したイベントの開催

(6) 施設設備の維持管理

- 事故・事件の防止や緊急対応への組織体制整備とともにユニバーサル化などによる安全・安心の確保

(7) 万全な感染症対策の実施

- コロナ禍の中、検温、消毒、ソーシャルディスタンスの確保、換気などの感染症対策を引き続き実施

(8) その他

- 地域の雇用確保、障がいのある人たちの社会参加に寄与するため、地域シルバー人材センター、わかとり作業所に作業委託